

国際化拠点整備事業に基づく英語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、文部科学省が実施する国際化拠点整備事業に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコース（以下「英語コース」という。）を履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。

(対象者等)

第2条 英語コースを履修する外国人留学生のうち、当該コースを開設する学部又は研究科において学業優秀と認められる者については、願い出により、当該期分の授業料の全額を免除することがある。

2 前項の規定により免除の対象となる授業料は、学部開設される英語コースを履修する外国人留学生（以下「学部留学生」という。）については、第1年次及び第2年次の第1期分及び第2期分、大学院開設される英語コースを履修する外国人留学生（以下「大学院留学生」という。）については、第1年次の第1期分及び第2期分とする。

(出願手続)

第3条 前条第1項の規定による授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、総長に願い出なければならない。

(1) 申請書

(2) その他総長が必要と認める書類

2 授業料の免除の出願期日は、各期の初めに告知する。

3 授業料の免除の申請書の様式は、総長が別に定める。

(選考等)

第4条 授業料の免除の決定は、国際交流委員会（京都大学国際交流推進機構規程（平成17年達示第11号）第4条に定めるものをいう。以下同じ。）の議を経て、総長が行う。

2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、国際交流推進機構長は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。

(免除がなされなかった授業料の納付)

第5条 第3条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し、免除しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して30日以内に納めるべき授業料を納めなければならない。

(授業料の免除の取消し)

第6条 授業料の免除を不正の方法により受けた者に対しては、総長は、国際交流委員会の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除を取り消された者は、授業料の全額を直ちに納めなければならない。

第7条 第4条第2項の規定は、前条の規定による授業料の免除が取り消された場合に準用する。

(事務)

第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、国際部留学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月28日から施行し、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。